

最終試験結果の要旨

学位申請者 氏名	ジョキム ベウ キトレイ		
審査委員	主査 鹿児島大学 教授	佐野 雅昭)
	副査 鹿児島大学 准教授	鳥居 享司	
	副査 鹿児島大学 教授	大富 潤	
	副査 佐賀大学 教授	稻岡 司	
	副査 鹿児島大学 教授	佐久間 美明	
審査協力者	印		
実施年月日	平成27年 1月30日		
試験方法（該当のものを○で囲むこと。）			<input checked="" type="checkbox"/> 口答・筆答

主査及び副査は、平成27年1月30日の公開審査会において学位申請者に対して、学位申請論文の内容について説明を求め、関連事項について試問を行った。具体的には別紙のような質疑応答がなされ、いずれも満足できる回答を得ることができた。

以上の結果から、審査委員会は申請者が博士（水産学）の学位を受けるに必要な十分の学力ならびに識見を有すると認めた。

学位申請者 氏 名	ジョキム ベウ キトレイ
[質問 1]	フィジーの沿岸漁村における漁業の権利は、家族に与えられて構成員であれば行使できるのか、それとも権利者個人だけに認められるのか？
[回答 1]	日本の漁業権同様に、家族に対して与えられている。従って、家族の構成員であれば誰でも行使できる。
[質問 2]	フィジーの漁業権の保持には男女の性差があるか？男子だけに限定して与えられるのではないか？また現実の操業にも性差があるのか？
[回答 2]	漁業権は家族に与えられるので、実態的にはそうしたことはない。貝類などを対象とした採捕漁業は専ら女性の役割であり、小規模な漁船を用いる漁業でも夫婦で操業しているケースが多い。漁具等は原始的で単純なものが多く、それほどどの専門性を必要とはしない。女性の漁労活動は広範に見られる。
[質問 3]	当研究で報告されている「BARPM」という統合的資源管理方策は、発展途上国の沿岸漁業において有効だと考えられる。ただし、こうした地域の沿岸域は非常に多くの漁村共同体から構成されており、管理方策の徹底と実践はかなり困難ではないか？具体的にはどのような漁業管理主体やリーダーを想定しているのか？
[回答 3]	フィジーには 12 の県が存在する。こうした地方政府に加えて、フィジーでは大学が地域経済開発に大きな責任を果たしている。地方政府と大学が各共同体組織と協働して、この管理方策を実践していくべきだと考える。
[質問 4]	「BARPM」を実践するためには漁業実態に関する幅広い分野の多種多様な情報が必要となる。こうした情報は誰が収集するのか？それが可能か？
[回答 4]	フィジーの漁村共同体には、ある程度教育水準が高く、共同体構成員から尊敬されるチーフがおり、共同体を主導すると同時に内部情報に精通している。こうしたチーフを通じて、漁業管理に必要な情報は入手できるだろう。
[質問 5]	日本では漁業協同組合が多様な機能を有する総合的組織として漁村共同体を主導している。そこで自然に「BARPM」のような統合的漁業管理方策が可能となっている。フィジーにはこうした漁業者組織はないのか？あるいは作れないのか？
[回答 5]	フィジーでも日本の漁業協同組合を模倣した漁民組織の近代化を行ったことがあるが、失敗して今では消滅している。共同体自体は存在するので、地方政府などがそこに関与していくことで、同様の機能を果たしていくのではないか。
[質問 6]	生産物を販売する市場では、価格がどうやって決められているのか？セリなどはあるのか？
[回答 6]	セリではなく、漁業者が自分で価格を決めて販売している。しかし周囲の漁業者の価格を常に意識しているので、一定の水準に収斂される。ある程度の市場メカニ

ズムが機能していると考えられる。

[質問 7] 生産物は地元消費が多いのか？広域流通されるものもあるのか？

[回答 7] 種類によって市場が異なる。ハタ類やフエダイ類など大型で市場価値の高い特定魚種は地元市場では販売されず、ブローカーが買い集めて都市部や輸出市場に出荷している。

[質問 8] 小型魚の保護は資源管理を進めていく上で重要な手法の 1 つである。フィジーでもサイズ規制があることが報告されたが、それを有効に機能させることは困難であろう。漁業者は海上で小型魚が漁獲されたときに、どのように行動しているのか？洋上投棄をしているのではないか？

[回答 8] 市場では、規制されているサイズ以下の小型魚の取扱を禁止しているが、そこまで厳密なものではない。また漁業者は小型魚を市場で販売しないにしても、その多くを自家消費しているものと考えられる。従って洋上投棄はないが、サイズ規制が有効に機能しているとは言えない。

[質問 9] 共同体間で入り会い操業を行っているような漁場において MPA を設置する場合、共同体間の紛争はないのか？そうした場合、誰が管理者として MPA の制度を運用していくのか？

[回答 9] フィジーの場合、MPA の設定には海外 NGO が関与していることが多い。電力や水道を供与する条件として、MPA を設定させることが多いようである。こうした NGO と地方政府が広域的な MPA 制度の運用者となっている。

[質問 10] フィジーでは MPA が資源管理上重要な手法であることはわかった。では誰がその場所や禁漁期間を決定するのか。またその根拠は何か。

[回答 10] MPA の設定は先に述べた通り NGO などの支援を得ているが、具体的な場所や禁漁期間は共同体の幹部が決めることが多い。本来は生態学や資源学に基づく科学的な根拠を用いて決定してくべきだが、現実にはそうはなっていない。実際にあまり使われていない場所が MPA に設定されたり、漁民側の都合で MPA の解禁日を決めたりしており、運用面での改善の余地は大きい。

[質問 11] 報告者は漁業管理について研究を進めているが、今後はどのような立場でこうした研究を生かしていくのか？

[回答 11] もうしばらくは日本の研究機関で、太平洋島嶼国における漁業管理問題の研究をさらに進めていきたい。そして将来は太平洋島嶼国に戻り、大学や政府の立場から「BARPM」の具体的な実践に取り組んでいきたいと考えている。